すべてのバイオエタノールのＬＣＡでのＧＨＧ排出量を次に掲げる式により加重平均して得た値とすることができる。）が、揮発油のＬＣＡでのＧＨＧ排出量（90.17ｇCO2eq／ＭＪ）に比較して40％未満であるときは、当分の間、①に該当するものとみなす。

燃料Ａのライフサイクルでのグリーンハウスガス排出量（ｇCO2eq／ＭＪ）×（燃料Ａの年度内利用量（kL）／バイオエタノールの導入目標量（kL））＋燃料Ｂのライフサイクルでのグリーンハウスガス排出量（ｇCO2eq／ＭＪ）×（燃料Ｂの年度内利用量（kL）／バイオエタノールの導入目標量（kL））＋…＜揮発油のライフサイクルでのグリーンハウスガス排出量（90.17ｇCO2eq／ＭＪ）×40％

３．・４．　［略］

別表１

エタノールのＬＣＡでのＧＨＧ排出量の算出方法について

１．・２．　［略］

（備考１）

ⅰ）～ⅵ）　［略］

ⅶ）ＧＨＧ排出削減効果の評価方法

①　［略］

②　揮発油のＬＣＡでのＧＨＧ排出量は90.17ｇCO2eq／ＭＪとする。

（備考２）

ⅰ）～ⅷ）　［略］

附　則

（施行期日）

第一条　［略］

（削る）

（検討）

第二条　経済産業大臣は、この告示の１．(1)の次世代バイオエタノールの利用目標の期間について、次世代バイオエタノールの製造技術の実用化の進捗状況や原料の確保状況等を勘案し、必要があると認めるときは、当該期間の始期の前倒しについて検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（削る）

第三条　［略］

すべてのバイオエタノールのＬＣＡでのＧＨＧ排出量を次に掲げる式により加重平均して得た値とすることができる。）が、揮発油のＬＣＡでのＧＨＧ排出量（88.74ｇCO2eq／ＭＪ）に比較して40％未満であるときは、当分の間、①に該当するものとみなす。

燃料Ａのライフサイクルでのグリーンハウスガス排出量（ｇCO2eq／ＭＪ）×（燃料Ａの年度内利用量（kL）／バイオエタノールの導入目標量（kL））＋燃料Ｂのライフサイクルでのグリーンハウスガス排出量（ｇCO2eq／ＭＪ）×（燃料Ｂの年度内利用量（kL）／バイオエタノールの導入目標量（kL））＋…＜揮発油のライフサイクルでのグリーンハウスガス排出量（88.74ｇCO2eq／ＭＪ）×40％

３．・４．　［略］

別表１

エタノールのＬＣＡでのＧＨＧ排出量の算出方法について

１．・２．　［略］

（備考１）

ⅰ）～ⅵ）　［略］

ⅶ）ＧＨＧ排出削減効果の評価方法

①　［略］

②　揮発油のＬＣＡでのＧＨＧ排出量は88.74ｇCO2eq／ＭＪとする。

（備考２）

ⅰ）～ⅷ）　［略］

附　則

（施行期日）

第一条　［略］

（経過措置）

第二条　この告示の２．(3)①に規定するバイオエタノールのＬＣＡでのＧＨＧ排出量の削減基準については、当分の間、45％未満とする。

（検討）

第三条　前条の規定は、次条第一項の揮発油のＬＣＡでのＧＨＧ排出量の変更の結果、変更後のＧＨＧ排出量に前条の削減基準を乗じた値が、変更前のＧＨＧ排出量に当該削減基準を乗じた値より増加することのないよう、必要な措置を講じた上で、見直すものとする。

第四条　経済産業大臣は、この告示の２．(3)①の揮発油のＬＣＡでのＧＨＧ排出量について、施行後、揮発油の各工程におけるＧＨＧ排出量の調査等を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

２　経済産業大臣は、この告示の１．(1)の次世代バイオエタノールの利用目標の期間について、次世代バイオエタノールの製造技術の実用化の進捗状況や原料の確保状況等を勘案し、必要があると認めるときは、当該期間の始期の前倒しについて検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第五条　［略］